

(ただしJCBを除く。以下、本項において同じ)は本サービスの提供者ではないため、カード発行会社は利用者に対して、本サービスに関する責任を負わない。5.アグリゲーションサービス事業者が行った一切の行為に起因して利用者に損害または何らかの支障が生じた場合には、利用者はアグリゲーションサービス事業者との間で直接紛争を解決するものとし、JCBはその責を負わないことに同意するものとする。

第12条(本規定の改定) 1.JCBは、民法の定めに基づき、利用者と個別に合意することなく、将来本規定を改定することができる。この場合、JCBは、当該改定の効力が生じる日を定め、原則として利用者に対して当該改定につき通知する。ただし、当該改定が専ら利用者の利益となるものである場合、または利用者への影響が軽微であると認められる場合、その他利用者に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合がある。2.前項にかかわらず、利用者が第7条第2項または第3項の義務を遵守していない場合、JCBは前項ただし書の場合に該当するか否かにかかわらず、本規定の改定を、当該改定の効力が生じる日を定め、JCB所定のWebサイトに掲載する方法により周知することとする。

第13条(本規定の優越) 本サービスの利用に際し、両社が別に定める会員規約などのあらゆる規約と本規定の内容が一致しない場合は、本規定が優先されるものとする。カード発行会社が株式会社ジーシービーの場合、「カード発行会社」、「両社」を「JCB」と読み替えるものとする。また、この場合、第6条第3項および第11条第4項は適用されない。

(MJ600000・20220831)